

所定疾患施設療養費Ⅰ・Ⅱ

算定条件

- 次の診断に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定。
・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹 ・蜂窩織炎
- 同一の入所者について1ヵ月に1回、連続する7日を限度として算定。
- 診断、処置を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
- 緊急時施設療養費（緊急時治療費及び特定治療）を算定した日は算定しない。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 当該介護保険施設サービスを行う施設の医師が感染対策に関する研修を受講していること。（所定疾患施設療養費Ⅱ）

2022 年度

所定疾患施設療養費Ⅰ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	2件	4件	3件	4件	1件	1件	3件	2件	0件	3件	3件	1件
日数	6日	21日	12日	17日	5日	5日	12日	8日	0日	15日	20日	4日

所定疾患施設療養費Ⅱ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	11件	11件	4件	5件	9件	9件	8件	8件	8件	4件	3件	4件
日数	74日	54日	22日	30日	50日	53日	42日	47日	38日	25日	17日	11日